

# 令和3年第1回（3月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第1号	専決処分した事件の承認について(令和2年度上越市一般会計補正予算(専第3号))	高齢者支援課	1
議案第12号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第10号)	地域医療推進室ほか	2～16
議案第14号	令和2年度上越市診療所特別会計補正予算(第4号)	地域医療推進室	17
議案第15号	令和2年度上越市介護保険特別会計補正予算(第5号)	高齢者支援課	18～19
議案第18号	令和2年度上越市病院事業会計補正予算(第4号)	地域医療推進室	20
議案第22号	上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について	福祉課	21～23
議案第29号	上越市介護保険条例の一部改正について	高齢者支援課	24～26
議案第30号	上越市高齢者交流施設条例の一部改正について	高齢者支援課	27～28
議案第42号	財産の無償譲渡について(福寿荘)	高齢者支援課	29
議案第1号	令和3年度上越市一般会計予算	福祉課ほか	30～137
議案第3号	令和3年度上越市診療所特別会計予算	地域医療推進室	138～142
議案第4号	令和3年度上越市介護保険特別会計予算	高齢者支援課	143～163
議案第6号	令和3年度上越市病院事業会計予算	地域医療推進室	164～168



## 予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
  - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
  - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
  - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
  - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
  - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	報告第1号
提出課	高齢者支援課

歳出科目 (P250～P251)	3款4項1目	災害救助費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
要援護世帯等除雪事業	0	1,129,401	1,129,401

主な補正財源		主な経費	
県支出金	1,129,401	委託料	1,129,401

【補正理由】

今冬の大雪により、要援護世帯への除雪支援に要する経費に不足が見込まれたことから、必要な経費を増額したもの

【補正内容】

(歳入)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	災害救助費負担金	0	1,129,401	1,129,401

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	要援護世帯等除雪委託料	0	1,129,401	1,129,401

<対象世帯数等>

対象世帯数	限度額
8,190世帯	137,900円/1世帯

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第12号
提出課	地域医療推進室

歳入科目 (P72~P75)	15款1項3目	衛生使用料
----------------	---------	-------

単位：千円

	補正前	補正額	補正後
大島診療所使用料	38,892	△1,648	37,244
安塚診療所使用料	47,224	△11,351	35,873
休日・夜間診療所使用料	97,268	△71,701	25,567
合計	183,384	△84,700	98,684

【補正理由】

患者数が当初の見込みを下回ることから、診療所使用料を減額するもの

科目名称	充当先事業
大島診療所使用料	保健衛生総務費職員人件費
安塚診療所使用料	保健衛生総務費職員人件費
休日・夜間診療所使用料	休日・夜間診療所管理運営費

<延べ患者数>

(単位：人)

区分	当初	実績見込み	比較増減
大島診療所	3,558	3,009	△549
安塚診療所	8,713	6,604	△2,109
休日・夜間診療所	10,702	4,040	△6,662
合計	22,973	13,653	△9,320

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P110～P111)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民いこいの家管理運営費	17,544	2,070	19,614

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,070	補償、補填及び賠償金	2,070

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入等が減少した公の施設の指定管理者に対する減収補填について、令和2年度における収支実績に基づき精算を行うに当たり、不足する額を増額するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

区分	補正前 (現計予算額)	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	2,211	2,070	4,281
指定管理減収補填金	2,211	2,070	4,281

○補填対象施設

施設名	指定管理者	4～12月 補填額	年間補填 見込額
市民いこいの家	株式会社新潟ビルサービス	1,537	4,281

○令和2年度補填見込額の算定における主な考慮事項

- ・脱衣室の人数制限など感染拡大防止策を講じた中で、感染拡大に伴い休止していたイベント湯を再開することにより、収入の確保に取り組んだ。
- ・貸館の利用人数を制限するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じるとともに、必要最低限の人員配置や光熱水費等の縮減を図ることにより、効率的な運営に取り組んだ。

歳出科目 (P110～P113)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
社会福祉総務管理費	175,830	△53,430	122,400

主な補正財源		主な経費	
寄附金	1,520	扶助費	△54,950
一般財源	△54,950	積立金	1,520

【補正理由】

篤志家からの寄附金を上越市社会福祉施設整備基金に積み立てるため増額するほか、学業継続支援給付金について、給付実績が確定したことから減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	75,000	0	75,000
寄附金	社会福祉施設整備費寄附金	0	1,520	1,520
一般財源		75,000	△54,950	20,050
合計		150,000	△53,430	96,570

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	学業継続支援給付金	150,000	△54,950	95,050
積立金	社会福祉施設整備基金積立金	0	1,520	1,520
合計		150,000	△53,430	96,570

○社会福祉施設整備基金

<積立金に係る寄附金の状況>

区分	内訳		金額	合計
令和2年度寄附金 (令和2年4月～12月分)	個人	3件	1,020	1,520
	団体	1件	500	

<参考>上越市社会福祉施設整備基金の状況

令和元年度末 現在高 (A)	令和2年度 積立(見込み) (B)	令和2年度 取崩し (C)	令和2年度末 現在高(見込み) (A)+(B)-(C)
444,580	1,520	0	446,100

○学業継続支援給付金

給付実績：50千円×1,901人=95,050千円

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P112~P113)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
介護保険特別会計繰出金	3,535,442	△30,233	3,505,209

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	7,315	繰出金	△30,233
一般財源	△37,548		

【補正理由】

介護保険特別会計の決算見込みにあわせて法定繰出金を減額するほか、介護保険事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付見込みにあわせて、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	低所得者保険料軽減負担金	108,185	0	108,185
	介護保険事業費補助金	0	4,876	4,876
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	2,439	2,439
県支出金	低所得者保険料軽減負担金	54,092	0	54,092
一般財源		3,373,165	△37,548	3,335,617
合計		3,535,442	△30,233	3,505,209

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
繰出金	介護保険特別会計繰出金	3,535,442	△30,233	3,505,209



提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P112~P113)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
生活困窮者自立支援事業	145,797	△101,736	44,061

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△75,962	扶助費	△101,736
一般財源	△25,774		

【補正理由】

住居確保給付金の申請件数が当初の見込みを下回ることから、扶助費及び関連歳入を減額するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付見込みにあわせて、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	82,896	△76,135	6,761
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	173	173
一般財源		27,632	△25,774	1,858
合計		110,528	△101,736	8,792

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	住居確保給付金	110,528	△101,736	8,792

<新規申請件数・支給月数>

区分	当初	実績見込み	比較増減
新規申請件数 (件)	479	55	△424
支給月数 (月)	2,689	280	△2,409

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P112~P113)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症検査助成事業	24,892	0	24,892

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	10,930		
一般財源	△10,930		

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定を受け財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	疾病予防対策事業費等補助金	10,930	0	10,930
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	10,930	10,930
一般財源		13,962	△10,930	3,032
合計		24,892	0	24,892

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P112~P113)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
介護給付・訓練等給付事業	3,925,975	49,456	3,975,431

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	25,448	扶助費	49,456
県支出金	12,638		
一般財源	11,370		

【補正理由】

介護給付・訓練等給付事業のうち生活介護、放課後等デイサービスにおいて、利用者の増加等に伴う給付費の不足が見込まれるため、増額するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付見込みにあわせて、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者自立支援給付費負担金	792,876	25,276	818,152
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	172	172
県支出金	障害者自立支援給付費負担金	396,438	12,638	409,076
一般財源		397,536	11,370	408,906
合計		1,586,850	49,456	1,636,306

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	生活介護	1,340,753	40,060	1,380,813
	放課後等デイサービス	246,097	9,396	255,493
合計		1,586,850	49,456	1,636,306

<利用者数>

(単位：人)

区分	当初	実績見込み	比較増減
生活介護	487	492	5
放課後等デイサービス	189	232	43

歳出科目 (P112~P113)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
自立・社会参加支援事業	23,335	0	23,335

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	569		
一般財源	△569		

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付見込みにあわせて、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	地域生活支援事業補助金	5,906	0	5,906
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	569	569
県支出金	地域生活支援事業補助金	2,953	0	2,953
一般財源		14,476	△569	13,907
合計		23,335	0	23,335

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P112~P115)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
五智養護老人ホーム管理運営費	250,158	△15,588	234,570

主な補正財源		主な経費	
分担金及び負担金 △21,964		委託料	△15,588
一般財源 6,376			

【補正理由】

歳入において入所者数が当初の見込みを下回ることから養護老人ホーム事務委託負担金を減額し、歳出において施設管理運営業務委託料が当初の見込みを下回ることから減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金	養護老人ホーム事務委託負担金	72,653	△21,964	50,689
	養護老人ホーム措置費負担金ほか	50,754	0	50,754
一般財源		123,635	6,376	130,011
合計		247,042	△15,588	231,454

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	施設管理運営業務委託料	247,042	△15,588	231,454

<延べ入所者数>

(単位：人)

当初	実績見込み	比較増減
1,776	1,609	△167

歳出科目 (P114~P115)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
敬老祝賀事業	41,625	△6,262	35,363

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△6,262	委託料	△6,262

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、敬老会の開催を取りやめ祝品贈呈を実施した町内会等が増えたことから、実績に応じ委託料を減額するもの

【補正内容】

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	敬老会開催委託料	38,950	△6,262	32,688

<敬老会等の実施状況>

○合併前上越市※

区分	当初		実績		比較増減	
	町内会等	委託料	町内会等	委託料	町内会等	委託料
敬老会開催	243	21,350	21	1,654	△222	△19,696
祝品贈呈	16	501	216	17,918	200	17,417
合計	259	21,851	237	19,572	△22	△2,279

※上記のほか、22町内会が市の祝菓子配付に変更等し、報償費等として344千円を執行

○13区

区分	当初		実績		比較増減	
	団体数	委託料	団体数	委託料	団体数	委託料
敬老会開催	13	17,099	0	0	△13	△17,099
祝品贈呈	0	0	13	12,772	13	12,772
合計	13	17,099	13	12,772	0	△4,327

歳出科目 (P114~P115)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
シニアサポート事業	42,754	△16,261	26,493

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△16,261	補償、補填及び賠償金	△16,261

【補正理由】

シニアサポートの利用者数が当初の見込みを下回ることから、減免補填金を減額するもの

【補正内容】

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	シニアサポート減免補填金	42,267	△16,261	26,006

<シニアサポート延べ利用者数> (単位：人)

当初	実績見込み	比較増減
182,385	113,931	△68,454

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P114～P115)	3款1項7目	リゾートセンター費
------------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
くすみ家族園管理運営費	19,528	606	20,134

主な補正財源		主な経費	
一般財源	606	補償、補填及び賠償金	606

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入等が減少した公の施設の指定管理者に対する減収補填について、令和2年度における収支実績に基づき精算を行うに当たり、不足する額を増額するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

区分	補正前 (現計予算額)	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	5,381	606	5,987
指定管理減収補填金	5,381	606	5,987

○補填対象施設

施設名	指定管理者	4～12月 補填額	年間補填 見込額
上越リゾートセンター くすみ家族園	株式会社メディカル&ケア	3,730	5,987

○令和2年度補填見込額の算定における主な考慮事項

- ・雇用調整助成金の活用や、感染拡大に伴い休止していた食堂、イベント湯を再開することにより、収入の確保に取り組んだ。
- ・感染拡大時に大広間の利用を休止するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じるとともに、必要最低限の人員配置や光熱水費等の縮減を図ることにより、効率的な運営に取り組んだ。



提出課	地域医療推進室
-----	---------

歳出科目 (P116~P117)	4款1項1目	保健衛生総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
診療所特別会計繰出金	85,418	36,615	122,033

主な補正財源		主な経費	
一般財源	36,615	繰出金	36,615

【補正理由】

診療所特別会計の歳入歳出の収支均衡を図るため、繰出金を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
繰出金	診療所特別会計繰出金	85,418	36,615	122,033

実績と令和2年度見込み

年度	診療所特別会計繰出金
平成29年度	76,975
平成30年度	68,538
令和元年度	76,801
令和2年度	122,033

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P118~P119)	4款1項4目	環境衛生費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
斎場管理運営費	126,928	△8,091	118,837

主な補正財源		主な経費	
市債	△7,300	工事請負費	△8,091
一般財源	△791		

【補正理由】

頸北斎場長寿命化計画に基づく改修工事に係る経費が当初の見込みを下回ることから、工事請負費及び関連歳入を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
市債	24,700	△7,300	17,400
一般財源	2,767	△791	1,976
合計	27,467	△8,091	19,376

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	27,467	△8,091	19,376
頸北斎場長寿命化修繕工事			

提出課	地域医療推進室
-----	---------

歳出科目 (P118~P119)	4款1項7目	休日・夜間診療所費
------------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
休日・夜間診療所管理運営費	161,340	△8,654	152,686

主な補正財源		主な経費	
使用料及び手数料 △71,701		需用費	△8,654
一般財源 63,047			

【補正理由】

歳入において患者数が当初の見込みを下回ることから診療所使用料を減額し、歳出において医薬材料費が当初の見込みを下回ることから減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金		312	0	312
使用料及び 手数料	休日・夜間診療所使用料	97,268	△71,701	25,567
	診断書手数料	70	0	70
県支出金		1,750	0	1,750
一般財源		61,939	63,047	124,986
諸収入		1	0	1
合計		161,340	△8,654	152,686

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
需用費	医薬材料費	16,003	△8,654	7,349

実績と令和2年度見込み

年度	患者数 (人)	診療所使用料	医薬材料費
平成29年度	11,112	107,323	17,511
平成30年度	10,475	97,059	14,825
令和元年度	10,532	93,756	11,756
令和2年度	4,040	25,567	7,349

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第14号
提出課	地域医療推進室

### 令和2年度上越市診療所特別会計補正予算（第4号）の概要

#### 【補正理由】

- (1) 患者数が当初の見込みを下回ることから、診療収入を減額するもの
- (2) くろかわ診療所において、国民健康保険調整交付金へき地直営診療所運営費分の交付が見込まれるため、事業勘定繰入金を増額するもの
- (3) 決算見込みにあわせて医薬材料費を減額するもの
- (4) 歳入歳出の収支の均衡を図るため、一般会計繰入金を増額するもの

#### 【補正内容】

(歳入)

(単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	診療収入	341,256	△53,832	287,424
	外来収入	341,249	△53,832	287,417
	入院収入	7	0	7
5	繰入金	108,703	43,832	152,535
	一般会計繰入金	85,418	36,615	122,033
	事業勘定繰入金	23,285	7,217	30,502
合 計		449,959	△10,000	439,959

(歳出)

(単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	医業費	133,429	△10,000	123,429
	医業費	133,429	△10,000	123,429
合 計		133,429	△10,000	123,429

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第15号
提出課	高齢者支援課

## 令和2年度上越市介護保険特別会計補正予算（第5号）の概要

### 【補正理由】

- (1) 当初の保険料の収入見込みが過大であったことから、減額するもの
- (2) 総務費、保険給付費、地域支援事業費及び諸支出金について、実績見込みにあわせてそれぞれ補正をするもの
- (3) 保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の交付決定を受けたことから、財源を組み替えるもの
- (4) 国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における介護保険料の減免に伴う還付が当初の見込みを下回ることから減額するとともに、財源を組み替えるもの
- (5) 歳入歳出の収支の均衡を図るため、基金繰入金を増額するもの

### 【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	保険料	4,856,531	△165,120	4,691,411
3	国庫支出金	5,803,891	△258,559	5,545,332
4	支払基金交付金	6,205,053	△46,682	6,158,371
5	県支出金	3,402,227	△24,982	3,377,245
7	繰入金	3,672,815	55,073	3,727,888

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	390,275	△8,646	381,629
2	保険給付費	22,341,579	△198,550	22,143,029
3	地域支援事業費	927,843	25,857	953,700
5	諸支出金	287,186	△258,931	28,255

### <歳入の内訳>

○保険料	第1号被保険者保険料	△165,120
○国庫支出金	介護給付費負担金	△36,380
	調整交付金	△268,271
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業等）	5,171
	保険者機能強化推進交付金	△4,406
	介護保険災害臨時特例補助金	4,488
	介護保険保険者努力支援交付金	40,839
○支払基金交付金	介護給付費交付金	△53,663
	地域支援事業支援交付金	6,981
○県支出金	介護給付費負担金	△28,214
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業等）	3,232

○繰入金	一般会計繰入金	△30,233
	基金繰入金	85,306
<歳出の内訳>		
○総務費	認定調査費等	△8,646
○保険給付費	居宅介護サービス給付費	△107,036
	施設介護サービス給付費	△57,049
	居宅介護サービス計画給付費	△21,791
	地域密着型介護予防サービス給付費	△12,674
○地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	25,832
	審査費	25
○諸支出金	第1号被保険者保険料還付金	△258,931

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第18号
提出課	地域医療推進室

### 令和2年度上越市病院事業会計補正予算（第4号）の概要

#### 【補正理由】

新型コロナウイルス感染症に対応するための入院病床の確保等に協力している上越地域医療センター病院に対し、補助金が交付されることから、関連歳入を増額するもの

#### 【補正内容】

収益的収支

(収入)

(単位：千円)

区 分	補正前	補正額	補正後
病院事業収益	2,801,127	24,825	2,825,952
2 医業外収益	291,257	24,825	316,082
2 補助金	12,877	24,825	37,702

#### 【収入の内訳】

- (1) 新型コロナウイルス感染症入院医療機関等設備整備事業費補助金 8,329 千円
- (2) 新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業費補助金 16,496 千円

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 2 号
提 出 課	福祉課

## 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の 利用の促進に関する条例の制定について

### 1 制定理由

手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に係る基本理念等を定め、すべての市民が、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニケーションができる環境の整備を図ることで、人にやさしいまちづくりを一層推進するもの

### 2 規定内容

#### (1) 目的（第 1 条関係）

手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにすることにより、すべての市民が、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニケーションができる環境の整備を図り、もって上越市人にやさしいまちづくり条例の目指すすべての市民の基本的人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

#### (2) 定義（第 2 条関係）

この条例において使用する用語の意義を定める。

ア 手話言語 日本語とは異なる文法体系を有し、手指の動きや、非手指動作と呼ばれる顔の部位の変化等により視覚的に表現する言語及び日本語を手指や身体等の動きを使い、口形とともに視覚的に表現する言語をいう。

イ コミュニケーション手段 手話、音声言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、拡大文字、代筆、代読、平易な言葉その他情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用される表現方法、絵図、写真、イラストその他の手段をいう。

ウ 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

エ 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。

オ 合理的な配慮 個々の場面において、社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に行われる適切な調整及び変更であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

カ 人にやさしいまちづくり 上越市人にやさしいまちづくり条例第 2 条第 1 号に規定する人にやさしいまちづくりをいう。

#### (3) 基本理念（第 3 条関係）

手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

ア 手話は、独自の体系を有する言語であること及び日常生活又は社会生活を営む



上で必要とされていることを認識すること。

イ コミュニケーション手段は、障害の特性、障害の有無、個性等により多様であることを理解すること。

ウ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うこと。

(4) 市の責務（第4条関係）

市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

ア 手話言語の普及並びに障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び円滑な利用の促進に関する施策

イ 障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができるようにするための合理的な配慮を行うことについての啓発に関する施策

ウ 手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に取り組む人材の育成に関する施策

(5) 市民の役割（第5条関係）

市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語及び障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に向けて主体的に行動するよう努めるものとする。

(6) 連携及び協働（第6条関係）

市及び市民は、それぞれの責務又は役割を踏まえ、相互に連携を図りながら協働することを通じて、人にやさしいまちづくりが推進されるよう努めるものとする。

(7) 委任（第7条関係）

この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 参考資料

別紙のとおり

## 条例の制定について（参考資料）

## 1 制定の趣旨

条例制定を契機とし、次の(1)から(3)の事項について、周知及び意識啓発に一層取り組み、市民の主体的な行動につなげる。

## (1) コミュニケーションの重要性

<現状>

- ・上越市人にやさしいまちづくり条例を制定し、住みよい地域社会の形成を目指して取り組んでいる。
- ・人にやさしいまちづくりを進める上で、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、他者とのコミュニケーションが円滑に図られることは極めて重要である。

## (2) 個々の特性に合わせた多様なコミュニケーション手段への理解

<現状>

- ・コミュニケーションに困難を抱える人は、個々の特性に合わせ、手話、点字、筆記など多様な方法でコミュニケーションを行っているが、こうした実態に対する市民の理解は十分とはいえない。

## (3) 言語としての「手話」への理解

<現状>

- ・特に、手話は、独自の文法構造を有しており、日本語などとは異なる独立した言語であるにもかかわらず、社会で広く理解されているとはいえない。

## 2 条例の位置付け等

- 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例は、「上越市自治基本条例」、「上越市人にやさしいまちづくり条例」と整合、調整を図り、理念を定める条例と位置付ける。
- 具体的な事業等は、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（令和3年3月策定）等の各種計画に登載し、計画改定時に見直すこととする。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 9 号
提 出 課	高齢者支援課

## 上越市介護保険条例の一部改正について

### 1 改正理由

第 8 期介護保険事業計画に基づき、第 1 号被保険者の介護保険料の額を引き上げるとともに、令和 2 年 1 2 月の介護保険法施行令の改正に伴い、所得段階の適用の特例について、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 第 1 号被保険者に係る保険料の額を引き上げる。(第 8 条関係)
- (2) 保険料の額の算定の基礎となる合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から 1 0 万円を控除する(控除後の額が零を下回る場合は、合計所得金額を零とする)。(附則第 1 8 条関係)
- (3) (1)及び(2)の改正は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとする。(改正附則第 2 項関係)

### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

### 4 上越市介護保険条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(第 1 号被保険者の保険料率)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。)第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>3 万 2, 1 0 0 円</u></p> <p>(2) 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>4 万 1, 0 0 0 円</u></p> <p>(3) 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>4 万 5, 0 0 0 円</u></p> <p>(4) 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>7 万 3, 8 0 0 円</u></p> <p>(5) 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>8 万 2 0 0 円</u></p> <p>(6) 令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者で地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合</p>	<p>(第 1 号被保険者の保険料率)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。)第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>3 万 1, 2 0 0 円</u></p> <p>(2) 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>3 万 9, 7 0 0 円</u></p> <p>(3) 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>4 万 3, 6 0 0 円</u></p> <p>(4) 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>7 万 1, 6 0 0 円</u></p> <p>(5) 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>7 万 7, 8 0 0 円</u></p> <p>(6) 令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者で地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合</p>

改 正 案	改 正 前
<p>計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下「合計所得金額」という。）が50万円未満のもの <u>9万2,300円</u></p>	<p>計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____ <u>_____</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額_____とする。以下「合計所得金額」という。）が50万円未満のもの <u>8万9,500円</u></p>
<p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者で合計所得金額が50万円以上125万円未満のもの <u>9万6,300円</u></p>	<p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者で合計所得金額が50万円以上125万円未満のもの <u>9万3,400円</u></p>
<p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者で合計所得金額が125万円以上160万円未満のもの <u>10万7,500円</u></p>	<p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者で合計所得金額が125万円以上160万円未満のもの <u>10万4,300円</u></p>
<p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が160万円以上200万円未満のもの <u>10万8,300円</u></p>	<p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が160万円以上200万円未満のもの <u>10万5,100円</u></p>
<p>(10) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が200万円以上250万円未満のもの <u>13万2,400円</u></p>	<p>(10) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が200万円以上250万円未満のもの <u>12万8,400円</u></p>
<p>(11) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が250万円以上350万円未満のもの <u>15万6,400円</u></p>	<p>(11) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が250万円以上350万円未満のもの <u>15万1,800円</u></p>
<p>(12) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が350万円以上500万円未満のもの <u>18万500円</u></p>	<p>(12) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が350万円以上500万円未満のもの <u>17万5,100円</u></p>
<p>(13) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が500万円以上700万円未満のもの <u>20万8,600円</u></p>	<p>(13) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が500万円以上700万円未満のもの <u>20万2,300円</u></p>
<p>(14) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が700万円以上900万円未満のもの <u>21万6,600円</u></p>	<p>(14) 令第39条第1項第9号に掲げる者で合計所得金額が700万円以上900万円未満のもの <u>21万100円</u></p>
<p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>22万4,600円</u></p>	<p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>21万7,900円</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(1) 第1項第1号に該当する者 <u>1万6,100円</u></p>	<p>(1) 第1項第1号に該当する者 <u>1万5,600円</u></p>
<p>(2) 第1項第2号に該当する者 <u>2万</u></p>	<p>(2) 第1項第2号に該当する者 <u>2万</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>900円</u></p> <p>(3) 第1項第3号に該当する者 <u>4万</u> <u>1,000円</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p><u>第18条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号から第14号までに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p><u>300円</u></p> <p>(3) 第1項第3号に該当する者 <u>3万</u> <u>9,700円</u></p> <p>附 則</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 0 号
提 出 課	高齢者支援課

## 上越市高齢者交流施設条例の一部改正について

### 1 改正理由

吉川区の福寿荘について、社会福祉法人上越市社会福祉協議会へ無償譲渡することとしたことから、供用を廃止するもの

### 2 改正内容

- (1) 福寿荘の供用を廃止する。(第 2 条、第 3 条、別表関係)
- (2) その他文言を整備する。

### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

### 4 上越市高齢者交流施設条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大潟老人福祉センター</td> <td style="text-align: center;">上越市大潟区九戸浜 2 4 1 番地 1</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="height: 40px;"></td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第 3 条～第 7 条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第 8 条 第 6 条第 1 項の承認を得た者のうち別表に掲げる施設の利用の承認を得た者は、同表に定める使用料を利用開始前に納</p>	名 称	位 置	大潟老人福祉センター	上越市大潟区九戸浜 2 4 1 番地 1		(削除)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大潟老人福祉センター</td> <td style="text-align: center;">上越市大潟区九戸浜 2 4 1 番地 1</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">福寿荘</td> <td style="text-align: center;">上越市吉川区原之町 1 8 1 9 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第 3 条 高齢者交流施設の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 大潟老人福祉センター</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ホール</p> <p>(2) 福寿荘</p> <p style="padding-left: 20px;">ア デイルーム</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ホール</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 創作活動室</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 食品加工室</p> <p>第 4 条～第 8 条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第 9 条 第 7 条第 1 項の承認を得た者のうち別表に掲げる施設の利用の承認を得た者は、同表に定める使用料を利用開始前に納</p>	名 称	位 置	大潟老人福祉センター	上越市大潟区九戸浜 2 4 1 番地 1	福寿荘	上越市吉川区原之町 1 8 1 9 番地 1
名 称	位 置												
大潟老人福祉センター	上越市大潟区九戸浜 2 4 1 番地 1												
	(削除)												
名 称	位 置												
大潟老人福祉センター	上越市大潟区九戸浜 2 4 1 番地 1												
福寿荘	上越市吉川区原之町 1 8 1 9 番地 1												

改 正 案		改 正 前																			
<p>付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大湊老人福祉センター</td> <td>ホール</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>		施設名		使用料（1時間につき）	大湊老人福祉センター	ホール	600円			(削除)	<p>付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。</p> <p>第10条～第12条 略</p> <p>別表（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大湊老人福祉センター</td> <td>ホール</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>福寿荘</td> <td>ダイルーム</td> <td>170円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>		施設名		使用料（1時間につき）	大湊老人福祉センター	ホール	600円	福寿荘	ダイルーム	170円
施設名		使用料（1時間につき）																			
大湊老人福祉センター	ホール	600円																			
		(削除)																			
施設名		使用料（1時間につき）																			
大湊老人福祉センター	ホール	600円																			
福寿荘	ダイルーム	170円																			

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第42号
提出課	高齢者支援課

## 財産の無償譲渡について

### 1 譲渡財産及び譲渡先

#### (1) 建物2棟（本体棟及び作業所）

施設名称	所在地	建築年月 (本体棟)	構造 (本体棟)	延床面積 (㎡)	台帳価格 (円)
福寿荘	上越市吉川区原之町 1819番地1	平成15年 3月	木造一部鉄 骨造平屋建	389.51	20,700,064

※作業所は、平成18年7月建築、軽量鉄骨造平屋建

#### (2) 譲渡先

社会福祉法人 上越市社会福祉協議会

### 2 譲渡する理由

福寿荘の管理委託を受託している上越市社会福祉協議会が、建物を譲り受け障害福祉サービス等の事業所として利用する意向を示したことから、供用を廃止し、建物を譲渡するもの



施設の外観写真

### 3 譲渡の方法

譲渡日から起算して10年間、建物の用途（指定用途）を障害福祉サービスのための用途及び高齢者の趣味活動のための用途に限っており、高い公益性が認められるため、無償譲渡とする。

なお土地については、障害福祉サービスで使用する間は無償貸付とする。

### 4 譲渡先との主な契約内容等

- ・建物について、譲渡日から起算して10年間、障害福祉サービスのための用途及び高齢者の趣味活動のための用途に供する条件を付す。
- ・建物は、現状のまま引き渡す。
- ・指定用途を変更又は廃止するときは、事前に市の承認を得なければならない。
- ・市の承認を得ないで指定用途を変更又は廃止したときは、違約金を徴収する。

### 5 協議等の経緯

期日	内容
令和元年10月	上越市社会福祉協議会と当該施設の今後の利用方法等について協議を開始
令和2年6月	上越市社会福祉協議会が当該施設を譲り受けることの意向を確認
令和3年1月	吉川区地域協議会に公の施設として廃止することについて諮問し、住民生活に及ぼす影響について、支障ない旨の答申を受ける。

### 6 譲渡予定日

令和3年4月1日



所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	福祉課

歳出科目 (P164～P165)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉協議会費	39,134	40,270	△1,136

主な財源		主な経費	
一般財源	39,134	負担金補助及び交付金	39,134

### 【目的】

上越市社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動への支援を通して、当市の地域福祉を推進する。

### 【実施内容】

- (1) 社会福祉協議会補助金 17,101

上越市社会福祉協議会の地域福祉活動に係る経費の一部を補助する。

※普通交付税の算出に用いる福祉活動専門員設置事業費の基準財政需要額と同額を補助金として交付するもの

- ・平成30年度…16,747
- ・令和元年度…17,325
- ・令和2年度…17,112

- (2) やすづか学園運営費補助金 19,000

いじめや不登校で悩んでいる小学4年生から中学3年生までの児童、生徒を対象とするフリースクール「やすづか学園」の運営に係る経費の一部を補助する。

<在籍（在学）者数等> (単位：人)

学年	人数	出身地
小学4年	1	市内(1)
小学5年	2	市内(1)、市外(1)
小学6年	3	市内(3)
中学1年	5	市内(4)、市外(1)
中学2年	3	市内(2)、市外(1)
中学3年	2	市内(2)
合計	16	市内(13)、市外(3)

※令和3年2月1日現在

(3) 権利擁護事業補助金 3,033

次の権利擁護事業の実施に係る経費の一部を補助する。

・日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的・精神に障害のある要支援者で、金銭管理などの判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理等の支援を行う。

・法人後見事業

成年後見制度において、親族による後見や第三者後見の依頼が困難な事案を受任するとともに、適切な制度利用に向けた啓発を行う。

歳出科目 (P166～P167)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
民生委員・児童委員活動費	26,488	26,527	△39

主な財源		主な経費	
一般財源	26,488	報償費 24,284	役務費 211
		旅費 63	負担金補助及び交付金
		需用費 17	1,913

### 【目的】

要配慮者を始め支援を必要とする市民の身近な相談相手であり、関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援する。

### 【3 年度目標】

- ・市が民生委員・児童委員へ依頼している業務に係る課題を整理し、円滑な業務実施に向けて改善に取り組む。
- ・担当区域の見直しを行い、民生委員・児童委員の業務量の平準化を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 活動報償金 24,284

県とともに、民生委員・児童委員、主任児童委員が地域の相談役として安定して活動するための経費を支給する。

<活動報償金（年額）>

区分	地区協議会長	一般委員
上越市分	62,200 円	55,200 円
新潟県分	51,980 円	51,980 円
合計	114,180 円	107,180 円

#### (2) 上越市民生委員児童委員協議会連合会への補助金 1,863

委員の資質向上を図るため、連合会が実施する各種研修に係る経費の一部等を補助金として交付する。

<積算基礎>

人数割@4,000 円×437 人+協議会割@5,000 円×23 地区

<主な研修>

- ・ブロック研修会 … 6ブロックで各1回

複数の地区の民生委員・児童委員、主任児童委員が合同で研修を行い、委員の活動に役立つ知識を深め、情報交換を行う。

- ・全体研修 … 年1回

外部講師を招き、各委員が広い視野を持って活動するための知識を習得する。

歳出科目 (P166～P167)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
要援護世帯除雪費助成事業	53,675	55,318	△1,643

主 な 財 源		主 な 経 費	
寄附金	1	需用費	14
一般財源	53,674	役務費	1,636
		扶助費	52,025

### 【目的】

自らの力で除雪することが困難な要援護世帯への除雪作業に要する費用の一部助成を通して、冬期間における雪害事故を防止し、安心して暮らすことができるよう支援する。

### 【3年度目標】

要援護世帯除雪費助成事業を利用した除排雪の場所や方法、除雪の頻度などの実態を把握し、助成限度額の見直しの必要性について検討する。

### 【実施内容】

要援護世帯に対し、屋根、玄関前、その他日常生活上欠くことのできない場所における除雪作業に要する費用の一部を助成する。

#### (1) 対象世帯

区 分	対象世帯
高 齢 者 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上の方のみの世帯</li> <li>・ 60 歳以上の人のみの世帯で、世帯員に寝たきりの人がいる世帯</li> <li>・ 65 歳以上の高齢者又は 60 歳以上の寝たきりの人と児童のみの世帯</li> </ul>
ひとり暮らし 高 齢 者 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上又は 60 歳以上の寝たきりの人の単身世帯</li> </ul>
母 子 ・ 父 子 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者のいない女性若しくは男性と児童のみの世帯</li> </ul>
準 母 子 ・ 準 父 子 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者のいない女性若しくは男性と児童及び 65 歳以上の高齢者のみの世帯</li> </ul>
障 害 者 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている人と 60 歳以上の人のみの世帯</li> <li>・ 身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている人と児童のみの世帯</li> <li>・ 身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている人のみの世帯</li> </ul>
そ の 他 の 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的に障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯</li> </ul>

※児童…18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある人

(2) 対象としない世帯

次に該当する場合は、(1)の対象世帯であっても助成の対象としない。

- ・ 市民税所得割が課税の世帯
- ・ 生活保護世帯（生活保護費で支給するため）
- ・ 自己の労力で除雪ができると認められる世帯
- ・ 同一家屋内（敷地内含む）で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、実質的に労力のある親族と同居している世帯
- ・ 他の世帯に属する人の所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯

(3) 助成限度額（一冬期間の1世帯当たりの上限額）

多雪区域 ※積雪深が2mを超える地域	その他の区域
65,600円	41,000円

(4) 助成世帯数、助成額

区 分	令和元年度		令和2年度※ (1月末現在)		令和3年度	
	多雪	その他	多雪	その他	多雪	その他
助成世帯数（世帯）	184	231	121	48	562	1,266
助成額（千円）	2,749	1,004	3,312	845	24,992	27,033
平均助成額（円）	14,940	4,346	27,372	17,604	44,470	21,353
助成世帯数（世帯）	415		169		1,828	
助成額（千円）	3,753		4,157		52,025	

※災害救助法適用期間中（令和3年1月10日～1月31日）に行った救助法対象となる範囲（屋根雪下ろしや玄関前等）の除排雪経費を除く。

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P 166～P 167)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民いこいの家管理運営費	15,622	15,333	289

主な財源		主な経費	
一般財源	15,622	需用費	1,045
		委託料	14,577

### 【目的】

家族やグループが心身のリフレッシュと健康増進を図る目的で、気軽に利用できる憩いの場を提供する。

### 【3年度目標】

- ・施設を適切に維持管理する。
- ・温浴機能の廃止に向けて、利用者や市民の理解を深めるとともに、今後の施設の活用方法を検討する。

### 【実施内容】

- (1) 指定管理者  
株式会社 新潟ビルサービス（指定期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）
- (2) 業務内容  
施設及び設備の維持管理並びに利用の承認

### <施設の概要>

- (1) 所在地  
上越市石橋 1 丁目 1 番 3 号（平成 6 年 4 月開設）
- (2) 構造等  
鉄骨造一部 2 階建 延床面積 1,072.84 m<sup>2</sup>
- (3) 施設内容  
和室、多目的室、浴場など

歳出科目 (P166～P167)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保護観察費	2,122	2,122	0

主な財源		主な経費	
一般財源	2,122	負担金補助及び交付金	2,122

### 【目的】

社会奉仕の精神で更生保護活動を行う上越地区保護司会と更生保護女性会への支援を通して、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現を図る。

### 【実施内容】

(1) 上越地区保護司会負担金 1,970

犯罪防止を始め罪を犯した人や非行少年の立ち直りを支える更生保護に取り組む活動に対し負担するもの

<団体の概要>

- ・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された保護司により組織された団体
- ・保護司の身分は、非常勤の国家公務員（無報酬）
- ・所属保護司現員数 68 人（令和 3 年 2 月 1 日現在）
- ・保護観察件数 38 件（令和 3 年 2 月 1 日現在）
- ・「更生保護サポートセンター」を福祉交流プラザ内に開設し、保護観察対象者等との面接場所の提供のほか、地域の関係機関との連絡調整などを行い、更生保護活動の発展と充実強化を図っている。

(2) 上越市更生保護女性会連合会補助金 152

各種研修等の事業に要する経費に対して補助するもの

<団体の概要>

- ・女性の立場から、更生保護に取り組むボランティア団体
- ・犯罪や非行の防止のための啓発活動、青少年の健全育成のための活動など幅広い活動に取り組んでいる。
- ・令和 2 年度会員数：283 人（令和 3 年 2 月 1 日現在）

歳出科目（P166～P167）	3款1項1目	社会福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉総務管理費	27,978	25,830	2,148

主な財源		主な経費	
国庫支出金	851	報酬	17,563
県支出金	425	職員手当等	1,793
一般財源	26,702	共済費	3,079
		旅費	728
		需用費	1,643
		委託料	2,282

### 【目的】

福祉に関する事務を効率的に執行するとともに、各種統計の収集整理・分析及び施策の企画、立案を行う。

### 【実施内容】

- (1) 窓口相談業務の委託 2,282  
聴覚に障害のある人の相談等に常時対応するため、手話通訳ができる福祉相談員（1人）を配置し、障害者手帳等の申請・受付などの福祉に関する窓口相談業務を行う。
- (2) 会計年度任用職員の配置（12人） 23,065  
福祉総合窓口センター等に福祉相談員4人及び事務職8人を配置する。
- (3) 「上越市のふくし」の作成  
健康福祉事業の実施状況や制度の概況、各種福祉関係データなどをまとめた「上越市のふくし（令和3年版）」を発行する。
- (4) 庁用車（6台）の管理 1,644  
燃料費、修繕料、手数料、保険料、有料道路使用料、自動車重量税
- (5) 地域福祉計画評価委員会の開催 50  
平成31年3月に策定した「上越市第2次地域福祉計画」に基づく施策を一層促進するため、計画期間の中間に当たる令和3年度に「地域福祉計画評価委員会」を開催し、施策の取組状況を評価する。
- (6) 指定管理者の選定 78  
くろみ家族園の指定管理期間が満了することから、指定管理者選定委員会を開催し、令和4年度からの指定管理者を選定する。
- (7) 上越市社会福祉施設整備基金
  - ・令和2年度末現在高（見込み） 446,100,726円
  - ・平成30年7月30日発行の神奈川県第37回20年公募公債を購入
  - ・基金の運用利子については、社会福祉施設の整備費用に充当する。
 ※令和3年度は、3款1項5目の軽費老人ホーム管理運営事業に充当（1,648千円）



歳出科目（P168～P169）	3款1項1目	社会福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉業務管理システム開発・運営費	10,566	5,781	4,785

主な財源		主な経費	
一般財源	10,566	委託料	4,785
		使用料及び賃借料	5,781

### 【目的】

各種福祉サービス利用者の情報を上越市福祉業務管理システムで一元管理することにより、庁内関係課と情報を共有し、利用者の手続の簡素化と事務処理の迅速化を進め、市民の利便性の向上を図る。

### 【実施内容】

- (1) 障害福祉システムの改修 4,785

令和3年4月施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準等の一部改正に伴う障害福祉サービスの報酬改定に対応するため、障害福祉システムの改修を行う。

- (2) 生活保護システムのリース料 5,757

契約期間：平成30年3月1日から令和5年2月28日まで（60か月）

- (3) レセプトオンラインシステム回線使用料 24

社会保険診療報酬支払基金からレセプトデータを取得し、次の業務に使用する。

- ・重度心身障害者医療費助成制度（福祉課）
- ・子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、妊産婦医療費助成制度（こども課）

歳出科目 (P168～P169)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活困窮者自立支援事業	50,979	36,093	14,886

主な財源		主な経費	
国庫支出金	36,882	旅費	11
一般財源	14,097	委託料	35,059
		扶助費	15,909

### 【目的】

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者個々の課題や状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行い、困窮状態からの脱却、早期自立を促す。

### 【3年度目標】

上越市版地域包括ケアシステムを機能させ、身近な地域で生活困窮者の支援につながるよう個々の実情に応じた包括的かつ継続的な支援を速やかに行う。

### 【実施内容】

#### (1) 生活困窮者自立支援事業 35,070

令和2年度から、自立相談支援事業（11か所の地域包括支援センターにて実施）と就労準備等支援事業に分け、外部委託

- ① 対象者 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

#### ② 実施事業

事業名	事業内容	国庫補助率
自立相談支援事業	生活困窮者の課題の把握、支援計画に基づく包括的な支援、地域のネットワークづくり等	3/4
就労準備等支援事業	就労準備支援事業 生活習慣の形成(生活自立支援)、コミュニケーション能力の形成(社会自立支援)、ハローワークへの同行支援等(就労自立支援)	2/3
	家計改善支援事業 家計の再建に向けた収支バランスの診断や助言、債務整理方法の検討や法律専門家への同行支援	2/3
	一時生活支援事業 住居が無い急迫した相談者に一時的な宿泊場所を提供	2/3

(2) 住居確保給付費 15,909

- ① 対象者 離職、廃業、休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれのある人
- ② 要件 離職、廃業後2年以内で、一定の収入額以下であること
- ③ 事業内容 求職活動期間における住居確保のための家賃を支給するとともに就職活動の支援を行う
- ④ 支給額 生活保護費の住宅扶助基準額以内の額  
(例：単身世帯 32,000 円～7人以上世帯 50,000 円)
- ⑤ 支給期間 3か月  
※一定の条件の下、最長9か月まで受給可能（令和2年度申請者は12か月まで延長可能）
- ⑥ 現 状 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、住居確保給付金の支給対象者が拡大され、更に支給要件も緩和されたことから、令和2年度当初と比較して申請件数が大幅に増加している。

<住居確保給付費の状況>

区 分	令和2年度		令和3年度 ②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
新規申請件数 (件)	7	55	61	54
支給額合計 (千円)	824	9,016	15,909	15,085

歳出科目 (P168～P169)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
かきざき福祉センター管理運営費	4,774	5,287	△513

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	360	需用費	1,574
諸収入	42	役務費	33
一般財源	4,372	委託料	2,962
		使用料及び賃借料	205

### 【目的】

柿崎区における各種福祉団体等の活動の拠点として、施設を適切に維持管理し、供用する。

### 【3年度目標】

市民の健康増進と福祉の向上に資する活動の場を提供する。

### 【実施内容】

- (1) 運営管理  
施設の利用受付、承認
- (2) 維持管理  
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等
- (3) 主な貸館利用の内容
  - ・介護予防事業における通いの場の開催
  - ・各種福祉団体やボランティアグループの会議の開催
  - ・パッチワークなどの趣味のサークル団体による活動 など

### <施設の概要>

- (1) 所在地  
上越市柿崎区柿崎 558 番地 1 (平成 16 年 12 月開設)
- (2) 構造等  
木造一部 2 階建 延床面積 776.76 m<sup>2</sup>
- (3) 施設内容  
生きがい支援室 (機能訓練室)、会議室、子育て支援室、ボランティア研修室など
- (4) その他  
平成 27 年度から直営施設として維持管理

提出課	福祉交流プラザ
-----	---------

歳出科目 (P168～P169)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉交流プラザ管理運営費	41,117	42,091	△974

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	1,555	報酬	1,606
諸収入	1,017	共済費	295
一般財源	38,545	需用費	13,008
		役務費	1,850
		委託料	22,819
		使用料及び賃借料	1,327

### 【目的】

福祉の交流拠点施設として、障害のある人等の福祉の増進に必要な支援を行うとともに、市民が集い交流する場を提供することにより、地域福祉の推進を図る。

### 【実施内容】

- (1) 運営管理 14,745  
施設の利用受付、承認、館内事業所連絡会議
- (2) 維持管理 26,332  
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等
- (3) その他 40  
館内事業者で組織する実行委員会による「ふれあいフェスタ」の開催

### <施設の概要>

- (1) 所在地  
上越市寺町2丁目20番1号
- (2) 構造等  
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建（一部2階建）  
建築面積 3,111.45㎡、延床面積 6,317.60㎡
- (3) 敷地面積  
21,444.84㎡

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P168～P169)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
新型コロナウイルス感染症検査助成事業	12,190	0	12,190

主な財源		主な経費	
国庫支出金	5,060	委託料	11,790
一般財源	7,130	扶助費	400

### 【目的】

介護保険施設及び障害者福祉施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、利用者が安心して介護保険及び障害福祉サービスを利用できるようにする。

### 【3年度目標】

医療機関や介護支援専門員及び事業所等と連携し、PCR検査を希望する高齢者等に検査を受けやすい環境を提供し、施設内での感染防止につなげる。

### 【実施内容】

介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人や、介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人が受けるPCR検査の費用を助成する。

(1) 助成対象者 次のいずれかに該当する人

- ① 介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人
- ② 介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人

(2) 検査方法 医療機関が実施するPCR検査

(3) 助成期間

令和3年4月1日から令和4年3月15日までの間に実施した検査を対象に助成

(4) 助成回数

①の助成対象者は助成期間内で1回、②の助成対象者は回数制限なし

(5) 助成額

①の助成対象者は検査費用の全額22,000円（自己負担なし）。②の助成対象者は検査費用の一部20,000円（自己負担額2,000円）。ただし、②の助成対象者のうち生活保護受給世帯の人は自己負担なし

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P170~P171)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害福祉総務管理費	12,108	13,344	△1,236

主な財源		主な経費	
一般財源	12,108	報酬	4,164
		共済費	347
		旅費	217
		需用費	481
		役務費	6,322
		使用料及び賃借料	270

### 【目的】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施に係る審査会及び支給決定事務を円滑に行うとともに、障害のある人が必要な支援を適切に受けることができるよう制度の周知を図る。

### 【実施内容】

- (1) 障害支援区分等審査会及び支給決定関係経費 7,848
  - ・障害支援区分等審査会（委員15人：医師、社会福祉士、精神保健福祉士等）
  - ・障害支援区分認定調査員（会計年度任用職員1人）
  - ・主治医意見書作成、その他支給決定に関する事務費等（受給者証発行等）
- (2) その他事務費等 4,260
  - ・障害福祉ハンドブック作成 4,000部
  - ・ヘルプカードの作成・配布 150枚

歳出科目 (P170～P171)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
重度心身障害者医療費助成事業	456,795	464,332	△7,537

主な財源		主な経費	
県支出金	203,871	一般財源	204,012
繰入金	23,536	報償費	2
諸収入	25,376	需用費	101
		委託料	8,839
		扶助費	447,853

### 【目的】

重度心身障害者への医療費の一部助成を通して、障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 制度概要

対象者の医療費について、一部負担額を超える額は、市が負担する。

一部負担金（医療機関ごとに精算）

- ・外 来 1 か月 4 回までは 1 回 530 円（5 回目以降は無料）
- ・入 院 1 日 1,200 円
- ・薬剤費 調剤薬局での薬剤費は無料

#### (2) 対象者

身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者（所得制限あり）

- ・受給者数 5,044 人（令和 2 年 12 月末日現在）

<事業内訳>

区 分	令和 2 年度		令和 3 年度 ②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
件数（件）	118,502	112,584	115,053	△3,449
事業費合計（千円）	464,332	447,507	456,795	△7,537
報償費	1	1	2	1
需用費	113	101	101	△12
委託料	9,105	8,723	8,839	△266
扶助費	455,113	438,682	447,853	△7,260

#### (3) 周知方法

手帳交付時に障害福祉ハンドブックを用いて説明を行うとともに、手帳所持者で制度を利用していない人に個別に案内を行う。



歳出科目 (P170～P171)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別障害者手当給付等事業	155,971	157,794	△1,823

主な財源		主な経費	
国庫支出金	95,695	役務費	6
一般財源	60,276	扶助費	155,965

障害のある人等に特別障害者手当や在宅介護手当を支給するとともに、心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

○特別障害者手当等 127,595

【目的】

在宅で生活する重度の障害がある人に特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当を支給し、障害による精神的、身体的な負担を軽減する一助とする。

【3年度目標】

窓口等における制度内容及び認定要件の丁寧な説明を徹底し、各手当を適正に支給する。

【実施内容】

(1) 特別障害者手当

- ・在宅で生活する20歳以上の人で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人に月額27,350円を支給する。
- ・受給者数 329人（令和3年1月末日現在）

(2) 障害児福祉手当

- ・在宅で生活する20歳未満の人で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人に月額14,880円を支給する。
- ・受給者数 105人（令和3年1月末日現在）

※各手当の支給月額については、全国消費者物価指数の物価変動率により改定

<事業内訳>

区分	令和2年度		令和3年度 ②	比較増減 ②-①	
	当初予算①	実績見込み			
特別障害者手当	件数(件)	4,128	3,930	4,014	△114
	支給額(千円)	112,282	107,388	109,783	△2,499
障害児福祉手当	件数(件)	1,132	1,209	1,197	65
	支給額(千円)	16,742	17,972	17,812	1,070
合計	件数(件)	5,260	5,139	5,211	△49
	支給額(千円)	129,024	125,360	127,595	△1,429

○在宅介護手当 16,850

【目的】

在宅で生活する重度の障害のある人を介護又は介助している人に手当を支給することにより、介護又は介助を行う人を慰労し、障害のある人の福祉の増進を図る。

【3年度目標】

障害福祉ハンドブックやホームページなどで制度の周知を図り、制度の対象となる人に適正に支給する。

【実施内容】

・対象者

在宅で一定の基準以上の障害のある人（介護保険法に定める要介護認定者を除く）を常時介護している人

(1) 介護手当

- ・療育手帳A又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けている重度の障害のある人を常時介護している人に月額5,000円を支給する。
- ・受給者数 260人（令和3年1月末日現在）

(2) 介助手当

- ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている中・軽度の障害のある人を常時介護している人に年額20,000円を支給する。（年度途中で認定になった場合は月割りで支給）
- ・受給者数 52人（令和3年1月末日現在）

<事業内訳>

区 分		令和2年度		令和3年度 ②	比較増減 ②-①
		当初予算①	実績見込み		
介護手当	件数(件)	3,108	3,114	3,196	88
	支給額(千円)	15,540	15,570	15,980	440
介助手当	件数(件)	55	53	48	△7
	支給額(千円)	1,011	1,003	870	△141
合 計	件数(件)	3,163	3,167	3,244	81
	支給額(千円)	16,551	16,573	16,850	299

○心身障害者扶養共済制度掛金助成 1,326

【目的】

障害のある人を扶養している保護者が、相互扶助精神に基づき毎月一定額の掛金を出し合い、保護者が死亡等した際、残された障害のある人に年金を支給する共済制度の一部を補助することで、経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

・対象者

市内に居住する新潟県心身障害者扶養共済制度条例に基づく共済制度の加入者  
(平成25年度以降新規加入者は助成対象外)

- ・共済制度の1口目の掛金の3分の1を助成する。
- ・掛金助成対象者数 34人(令和3年1月末日現在)

<事業内訳>

区 分	令和2年度		令和3年度 ②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
件数(件)	498	430	408	△90
助成金額(千円)	1,458	1,369	1,320	△138
手数料(千円)	6	6	6	0

○精神障害者入院医療費助成 10,200

【目的】

精神に障害のある人に、入院に係る医療費の一部を助成することにより、経済的、精神的負担の軽減を図る。

【実施内容】

- ・精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者で、精神科病院の精神科病床に入院している人に月額5,000円を助成する(所得制限あり、申請月から助成)。
- ・受給者数 184人(令和2年12月末日現在)

<事業内訳>

区 分	令和2年度		令和3年度 ②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
件数(件)	2,151	2,038	2,038	△113
助成金額(千円)	10,755	10,190	10,200	△555

歳出科目 (P170～P173)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害者施設助成事業	10,546	14,196	△3,650

主な財源		主な経費	
一般財源	10,546	負担金補助及び交付金	10,546

社会福祉法人等に対し、障害者施設の建設費や運営費等を負担又は補助することにより、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を送るために必要な障害福祉サービス基盤の整備を推進する。

○障害者施設建設費等助成 976

【目的】

障害者施設の建設費及び運営費に対し、負担金を交付することにより、障害のある人の生活訓練、職業訓練及び福祉就労の場を確保する。

【実施内容】

- (1) 障害者施設の建設資金借入の償還金に係る負担金 122  
たけのこ会（妙高市）施設整備費負担金
- (2) 障害者施設の運営費に係る負担金 854  
知的障害者入所更生施設やひこの里入所者に係る施設運営費負担金

○グループホーム・ケアホーム整備事業 6,600

【目的】

障害のある人の地域生活の場として大きな役割を担うグループホームの整備を推進し、障害のある人が地域で安心して生活できる場を確保する。

【3年度目標】

グループホームを整備する事業所への支援を通して、障害のある人の地域生活の場を確保する。

【実施内容】

グループホームを整備する社会福祉法人等に施設整備費の一部を助成する。

- (1) 対象施設数 2 施設
- (2) 対象事業
  - ・グループホームの新築、増築、改築
  - ・購入・賃借した建築物（空き家を含む）の改修によるグループホームの整備
- (3) 補助金額
  - ・国県補助採択事業：補助対象経費の 1/8（上限額 3,300 千円）
  - ・国県補助採択外事業：補助対象経費の 1/4（上限額 3,300 千円）

<事業内訳>

区 分	令和2年度		令和3年度 ②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
対象施設数(か所)	1	1	2	1
補助金額(千円)	3,300	3,300	6,600	3,300

○障害福祉サービス事業所整備事業 2,970

【目的】

障害のある人の日常生活及び社会生活を支援する障害福祉サービス事業所(生活介護、訓練、就労支援、放課後等デイサービス等)の整備を推進する。

【3年度目標】

障害福祉サービス事業所の施設整備に取り組む事業所への支援を通して、障害のある人の地域生活の場を確保する。

【実施内容】

障害福祉サービス事業所を整備する社会福祉法人等に施設整備費の一部を助成する。

- (1) 対象施設数 1施設
- (2) 対象事業
- ・障害福祉サービス事業所の新築、増築、改築
  - ・購入・賃借した建築物(空き家を含む)の改修による障害福祉サービス事業所の整備
- (3) 補助金額
- ・国県補助採択事業 : 補助対象経費の1/8(上限額10,000千円)
  - ・国県補助採択外事業 : 補助対象経費の1/4(上限額10,000千円)

<事業内訳>

区 分	令和2年度		令和3年度 ②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
対象施設数(か所)	1	1	1	0
補助金額(千円)	10,000	10,000	2,970	△7,030

歳出科目 (P172~P173)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
住環境等整備事業	850	850	0

主な財源		主な経費	
県支出金	424	負担金補助及び交付金	850
一般財源	426		

### 【目的】

障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、身体状況に適した専用居室の改造等に必要な費用を助成する。

### 【実施内容】

障害者住宅整備補助金（障害者向け住宅リフォーム助成）

玄関・浴室・トイレ・居室・廊下等の改造、段差解消機・階段昇降機・ホームエレベーターの設置等に係る費用の一部を助成する。

- ・対象者 身体障害者手帳（個別等級）1・2級又は療育手帳Aの交付を受けている人で、世帯の総収入が600万円未満の人
- ・助成上限額 50万円（ただし、障害者日常生活用具給付事業対象者は30万円）
- ・助成率 生活保護世帯 10/10、所得税非課税世帯 3/4、その他世帯 1/2

<事業内訳>

区分	令和2年度		令和3年度 ②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
件数（件）	3	4	3	0
助成金額（千円）	850	775	850	0

歳出科目 (P172～P173)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
心身障害者福祉団体助成費	1,648	1,913	△265

主な財源		主な経費	
一般財源	1,648	負担金補助及び交付金	1,648

### 【目的】

障害のある人の自立と社会参加を促進するための自主的な活動を行う福祉関係団体を支援する。

### 【3年度目標】

福祉関係団体への支援を通して、障害福祉サービスに関する勉強会や障害のある人が参加するピアサポート活動など、障害のある人の自立と社会参加につながる取組を促進する。

### 【実施内容】

障害のある人やその家族等で組織される8団体を統括する上越市中心身障害者福祉団体連合会に補助金を交付し、活動を支援する。

#### <構成団体>

(令和2年1月末日現在)

区分	団体名	会員数(人)
身体障害	上越市身体障害者連絡協議会	469
知的障害	上越地区手をつなぐ育成会	208
	上越市浦川原手をつなぐ育成会	25
	頸北手をつなぐ育成会	64
	名立手をつなぐ育成会	7
精神障害	上越市家族会	71
視覚障害	上越市視覚障害者福祉協会	52
聴覚障害	上越市ろう協会	26
合計		922

#### <補助金の内訳>

区分	金額	内訳
団体育成費	1,238	団体区分ごと 100,000円 会員1人当たり 800円
連合会事業費	410	研修会等
合計	1,648	

※団体育成費は、前年度1月末の会員数から算出